

# 『唐鏡』前漢部の正史利用法

—紀伝体から編年体へ—

森田 貴之

○、はじめに

慈円は『愚管抄』で、自身が世の中の移り変わる順序次第とその理解の方法を仮名で書いたことについて、梵語から漢訳された仏典を日本語訳して理解することの難しさを述べるとともに、

明経に十三経とて、孝経・礼記より、孔子の春秋とて、左伝・公羊・穀（梁）など云も、又紀伝の三史・八代史、乃至文選・文集・貞観政要これらを見て、心懸ん人のためには、かやうの事は、をかしごとにてやみぬ。

（巻七）

と、『孝経』や『礼記』、『春秋』三伝など十三経や三史、八代史をはじめ、『文選』・『白氏文集』・『貞観政要』なども、その理解を目的として日本語に和らげるようなことは、「をかしごと」としてなされてこなかったと語っている。この『愚管抄』以降には、鎌倉を中心に、例えば『貞観政要』にも『仮名貞観政要』が出るなど<sup>①</sup>、注釈とは異なる形での漢籍の仮名書き化が行われ、藤原茂範の手に成ったとされる『唐鏡』<sup>③</sup>も、巻七以降（『宋書』以降）を欠くが、まさに三史（『史記』『漢書』『後漢書』<sup>④</sup>）と八代史（『晋書』『宋書』『齊書』『梁書』『陳書』『周書』『隋書』『唐書』<sup>⑤</sup>）とを「やはらげて和詞になし」たものである。

『史記』を嚆矢とする中国の正史は、歴史現象の総体を、本紀（帝王一代の事蹟の記録）・列伝（傑出した個人や民

族の伝記)・志(社会の重要現象を記した問題別の歴史)・表(年表)などに分類して記述する、紀伝体を用いて編まれている。一方、『唐鏡』はその書名の通り、「鏡物」形式という体裁をとる。ただし、『唐鏡』の場合、「鏡物」とはいうものの、『大鏡』のような対話形式でも、紀伝体へ接近するでもなく、あくまでも序文に鏡物的な場面設定(宋からの渡来僧とその通訳による語り)が提示されるに過ぎず、「鏡」の名称も「鏡物」への意識というより、序に「古をもて鏡とする事ありとかやきこえたまひしかば、から鏡とや申侍べき」とあることを見れば、「以古為鏡」(『貞観政要』)の意味に傾いており、むしろその叙述形態は比較的単純な編年体の歴史叙述といっている。

『唐鏡』の出典は、先行研究によって縷縷明らかにされ、稿者も言及したことがある<sup>7)</sup>。そうした出典の探索は『唐鏡』をめぐる文学的環境を解き明かす上で必須の作業であるが、自明の出典である『史記』や『漢書』など中国の正史が、『唐鏡』においてどのように利用されたのか、すなわち、関係記事が各所に散らばる紀伝体の史書をもとに、どのように編年の歴史叙述を構築したのか、について検討すること

とも、本書の性格を考える上で必要だろう。

本稿は、新たな出典に触れるものではなくないが、『唐鏡』の巻三・四の前漢期の歴史叙述を題材として、『唐鏡』が正史をいかに操作・利用したのか、その方法の一端を具体的に見てみることを目的とする。

### 一、『漢書』「五行志」への関心

先行研究の示す通り、『唐鏡』は、伏羲から始まる三皇・五帝の時代から書き起こし、『史記』を主な取材源としつつ、そこに諸書の記述を複雑に組み合わせて構成されているが、秦代・漢代以降、徐々に正史の比重が大きくなっていく。巻三(前漢)以降、『史記』(六代武帝の時代まで)に加えて『漢書』がその中心となるが、まずは『唐鏡』が記事の重複する両書をどう利用しているのか、確認しておきたい。

『唐鏡』の前漢初頭の構成を『史記』『漢書』と比較すると以下のようになる。

『唐鏡』	『史記』	『漢書』
一代高祖	項羽本紀	高帝紀
二代孝惠帝	高祖本紀	惠帝紀
三代呂后	呂后本紀	高后紀
四代孝文帝	孝文本紀	文帝紀
…	…	…

『史記』は、項羽・呂后に本紀を立てる一方で、二代惠帝には本紀を立てないという特殊な構成をとる。一方、『唐鏡』の構成は、「高帝紀」「惠帝紀」「高后紀」「文帝紀」と進行する『漢書』にならうものである。前少帝・少帝・劉賀・劉嬰など短期間の傀儡皇帝をその構成に含めない点も『漢書』に等しい。ただし、その本文については『史記』が優先されることが多い。『史記』『漢書』両書の内容・本文は非常に似通っており、同記事の場合、両書のいずれに拠ったのかは判別がしづらいが、次のような例からその傾向を知ることができる。

『唐鏡』に、沛公となつた高祖劉邦が覇上に進軍し、王子嬰が降参した記事がある（秦王王子嬰上璽符事）。『史記』『漢書』とも同内容であるが、「先諸侯」の句の有無など唐

鏡』の細部は『史記』に一致する。

漢の元年十月に、沛公の兵、諸侯にさきだちて、覇上にいたる。秦の王子嬰、皇帝の璽符をたてまつりて、降人にまいる。

漢元年十月、沛公兵遂先諸侯至覇上。秦王子嬰素車白馬、係頸以組、封皇帝璽符節、降軹道旁。

（『史記』高祖本紀）

元年冬十月、五星聚于東井。沛公至覇上。秦王子嬰素車白馬、係頸以組、封皇帝璽符節、降軹道旁。

（『漢書』高帝紀）

『史記』が「本紀」を立てない二代惠帝の記述も、その大半は『史記』『呂后本紀』に拠る。例えば、冒頭の略伝「第二の主をば、孝惠帝と申き。高祖の太子なり。丁未のとし、十六にして位につき給ふ」のあと、以下の本文が続く。

御母后きわめたる嫉妬の人にて、高祖の愛し給ひし戚夫人をうらみて、とらへたまひ、その子趙王如意をめしにつかわす。御使三たびまで、むなくぞかへりける。建平侯周昌と云人、その使に申けるは：

同記事は『史記』「呂后本紀」・『漢書』「周昌伝」・同「外戚伝」等にも見えるが、次の『史記』「呂后本紀」の本文が採用されている（波線部）。

呂后最怨戚夫人及其子趙王、迺令永巷囚戚夫人、而召趙王。使者三反、趙相建平侯周昌謂使者曰：

これ以降、『唐鏡』には、「呂后本紀」に基づき、悪名高い呂後の残虐な行いが描かれていくが（「呂后殺趙王事」戚夫人為人斃事」「与齊王宴飲事」）、二代恵帝の死亡記事の直前に、『史記』にはない、次の記事が挿入される。類話を持つ『唐物語』なども触れない出来事である。<sup>(9)</sup>

この御時、春三月に宜陽と云所に、血ふる事ありき。

一頃あまり、おびただしくてみえしか。又、十月に、桃李実なる事ありき。

ここに血の雨が降ったこと（「雨血事」）、冬に桃李が結実したこと（「冬桃李実事」）の二つの異変が記される。これらについては、『漢書』「恵帝紀」に「（四年）三月甲子（中略）宜陽雨血」、「五年冬十月、雷、桃李華、棗実」と簡潔な記述がある。ただ、前者に「一頃あまり」（傍線部）とあることから、次の『漢書』「五行志」（赤眚）を参照したことが判明する。

恵帝二年、天雨血於宜陽、一頃所。劉向以為「赤眚也」。時又冬雷、桃李花、常燠之罰也。是時政舒緩、諸呂用事、讒口妄行、殺三皇子、建立非嗣、及不当立之王、退王陵・趙堯・周昌。呂太后崩、大臣共誅滅諸呂、僵尸流血。

「五行志」は、劉向の言説を引きつつ、この恵帝二年の血雨は、国政がゆるんだことで、呂氏一族が力を持ち、讒

言を行い、三人の皇子を殺し、不当に王に立て、王陵らを退けたこと（破線部）、呂後の死後、大臣達が共謀し、呂氏一族を滅した事（波線部）の子兆であるとする。『唐鏡』の恵帝期の叙述は、その大部分が『史記』『呂后本紀』に拠る呂後の専横と悪逆の記事で占められており、そうした呂後の所業に関わる天の感应として、この天変が記されたのだろう。桃李に関する異変の併記も、「五行志」に同様の異変が併記されていることと重なる（二重傍線部。なお「十月」は本紀から採用され、また「実」と「花」の違いはある）。

続く恵帝の崩御記事「七年秋八月に、未央宮にて崩し給ぬ。在位七年、御歳廿二なり。太后哭し給へども、御涙はおちず」では、再び『史記』『呂后本紀』の本文「七年秋八月戊寅、孝恵帝崩。発喪、太后哭、泣不下」が用いられており、『唐鏡』は、『漢書』の構成に従いつつ、基本的本文は『史記』『呂后本紀』に拠り、天変記事のみを『漢書』『五行志』<sup>10</sup>から引いたことになる。

『唐鏡』の『漢書』『五行志』への高い関心は、次の第三代呂后記事にもうかがえる。

第三の主をば呂后と申す。a 恵帝うせ給て、後の腹に御子なし。後宮の美人の子をとりて、皇帝とし給ふ。としいとけなければとて、呂后朝にのぞみて、政をし給ふ。元年甲寅のとし也。兄の子ども四人を王とし、諸呂六人を列侯とす。b ことしの秋、桃李花さきて春のごとくなり。

c 四年に、少帝に、或人申けるは、君は皇后の子にてはおはせず、皇后子をうみ給はねば、はらみたるまねをして、美人の子を取て、其母をばころされにきと申すに、少帝のたまわく、さかりならむおりに、うらみむとのたまふを、太后きき給て、乱をなさんことをおぢて、永巷の中にとらへて、ころし奉りつ。d 五月に、常山王義をたてて、帝とし給ふ。太后、天下の事をおこなひ給へば、元年とは称せざりき。

e 八年の春、太后夢に、蒼犬のごときなる物、わが脇をつかむとみ給ふ。うらなはせらるるに、趙王如意たたりをなすと申せり。太后脇をやみ給て、崩給ひぬ。

崩御までの本文を示したが、このうち冒頭aには、次の

『漢書』「高后紀」冒頭の略伝的な記述が用いられ、また続く、bの天変記事も『漢書』「高后紀」にある。

a 太后立帝姉魯元公主女為皇后、無子、取後宮美人子、名之以為太子。惠帝崩、太子立為皇帝、年幼、太后臨朝称制、大赦天下。乃立兄子呂台・産・祿・台子通四人為王、封諸呂六人為列侯。語在外戚伝。：b 秋、桃李華。：c 四年夏、少帝自知非皇后子、出怨言、皇太后幽之永巷。詔曰：。d 五月丙辰、立恆山王弘為皇帝。

さらに『唐鏡』では呂后四年の幼帝廢位の記事cが続くが、幼帝の「さかりならむおりに、うらみむ」という発言、それに対する呂后の「乱をなさんことをおちて」という反応などは、『漢書』「高后紀」の当該箇所(c)にはなく、次の『史記』「呂后本紀」が用いられている(後掲傍線部<sup>1)</sup>)。また、廢された幼帝のあと、常山王義が帝となったが、引き続き呂后が政治を行い改元などがなされなかったとする記事(d・波線部)や蒼犬が呂后の病死を暗示する事件(e)についても、『史記』「呂后本紀」の本文を用いたものと認

められる<sup>12)</sup>。

c 宣平侯女為孝惠皇后時、無子、詳為有身、取美人子名之、殺其母、立所名子為太子。孝惠崩、太子立為帝。帝壯、或聞其母死、非真皇后子、迺出言曰「后安能殺吾母而名我。我未壯、壯即為變」。太后聞而患之、恐其為亂、迺幽之永巷中、言「帝病甚」、左右莫得見。太后曰：帝廢位、太后幽殺之。d 五月丙辰、立常山王義為帝、更名曰弘。不称元年者、以太后制天下事也。

このように『唐鏡』の呂后紀冒頭記事には『漢書』「高后紀」が用いられ、続けて桃李の異常開花(b)にも触れていた。しかし、『漢書』のa・b両記事間には、地震や日食、大水など他の天変記事もあるなかで、『唐鏡』は直前の引用箇所からもやや離れた、「秋、桃李華」というわずかな記事だけを採用したことになる。

この桃李の異常開花は、『漢書』「五行志」には採られてはいない。しかし、先掲の通り(38頁)、「惠帝五年十月」の異常開花の例が呂后の死とその後の大臣達による呂后一

族の誅戮に至るまでの一連の出来事に結び付けられている<sup>13)</sup>。そして、『唐鏡』は、その一連の出来事を、呂後の死亡記事に続けて詳述する(「諸呂成乱事」「軍中左祖事」「立代王事」)。「唐鏡」は天変の示す意味を明示しないものの、やはり「五行志」の恵帝五年の例に準じ、呂氏一族の行末に関連付けるべく、「ことしの秋、桃李花さきて春のごとくなり」という天変記事を挿入したと考えてよいだろう。

同様の例は『唐鏡』中に多数見られる。例えば五代景帝紀冒頭にも二つの異変(「老人角生事」「白鳥与黒鳥闘事」)が記され、その直後に呉楚七国の乱の発端となる出来事(「文帝与呉王博奕事」)が続くが、やはり、その二つの天変は『漢書』「五行志」(人痾および視羞/贏虫之孽)において呉楚七国の乱と関連付けて掲出されている。『唐鏡』は「五行志」の多くの天変記事の中から、呉楚七国の乱との関連を前提に二つの記事を採用したと見られる。

このように、『唐鏡』前漢期の歴史叙述は、その外形的な構成に関しては、『漢書』本紀の形式を採用し、それを反映した各皇帝冒頭の出自等の略伝は『漢書』に従うところもある。しかし、主たる記事本文に関しては、他書によ

る故事等の挿入もありつつ、概ね『史記』を重視する傾向が強い。そして、そのなかで時折『漢書』「五行志」から天変記事を採用し、政変等の予兆として配置していた。

## 二、『漢書』の再構成

『史記』本紀は、前漢褚少孫の補作とも言われる第六代武帝の代で終わり、第七代昭帝からは、その基本的資料は『漢書』のみとなる。本章では、『漢書』以外をほとんど利用していない昭帝紀の記事(以下の①~⑩)から、『漢書』の利用方法を見てみたい。

- ① 昭帝出自事
- ② 堯母門事
- ③ 武帝遺制事
- ④ 霍光摂政事
- ⑤ 石自起立事
- ⑥ 柳自起立事
- ⑦ 昭帝崩御事
- ⑧ 昌邑王即位事
- ⑨ 千百廿七ヶ条惡逆事
- ⑩ 昼夜不見日月事

皇帝の出自(①)「第七主をば、孝昭皇と申す。諱は弗武帝の小子也。御母は趙婕妤なり。」は、『漢書』「昭帝紀」

冒頭「孝昭皇帝（荀悦曰「諱弗之字曰不」、武帝少子也。母曰趙婕妤、本以有奇異得幸、及生帝、亦奇異、語在外戚傳」による。まずは本紀（ここでは注含む）によりその出自を示し、次に昭帝の出生にまつわる逸話を掲げる（②）。

（趙婕妤は）御門をはらみたてまつり、十四月にして、むみたてまつれり。武帝きき給て、「昔、堯と申し君、十四月にして生まれ給へり。いま又かくのごとし。その生まれたまへる家の門をなづけて、堯母門といふべし」とぞ、おほせられける。御門、五六歳のほどにて、ゆゆしく、さかりに、おほきにして、智慧人に過給へれば、武帝愛したてまつりて「われににたり」とぞおぼしける。武帝御やまひはなはだしくなりぬれば、この御門を太子とさだめ給ぬ。

出生時の奇事と昭帝が聡明で自分に似ているとして武帝に愛されたことなどが見えるが、これらのことは、『漢書』「外戚伝」に拠る。

孝武鉞弋趙婕妤、昭帝母也。（中略）任身十四月乃生、上曰「聞昔堯十四月而生、今鉞弋亦然」。乃命其所生門曰堯母門。（中略）鉞弋子年五六歲、壯大多知、上常言「類我」、又感其生与衆異、甚奇愛之、心欲立焉、

先掲「昭帝紀」にも、出生時の「奇異」には言及されており、そこに「語、外戚伝に在り」（二重傍線部）と「外戚伝」の参照が指示されていた。『唐鏡』はそれに導かれ、出生時の奇事と武帝の寵愛という、これらの記事を列伝から採用したのだろう。

その後、『唐鏡』は、病になった武帝が、霍光に幼い昭帝を補佐するよう遺言したこと、昭帝が八歳で即位したことなどに触れるが（③）、これらについては、「外戚伝」ではなく、再び「昭帝紀」が用いられている。

霍光とて、いみじき臣下を、大司馬大將軍と云官になり給て、小主をたすくべしと、遺制あり。次日、武帝うせ給ぬれば、御門位につき給。御年八歳なり。



後元二年二月上疾病、遂立昭帝為太子、年八歲。以侍中奉車都尉霍光為大司馬大將軍、受遺詔輔少主。明日、武帝崩。戊辰、太子即皇帝位、謁高廟。

この後、『漢書』本紀には「夏六月、赦天下。秋七月、

有星孛于東方」といった年代記的記述が続くが、『唐鏡』はそれには従わず、昭帝が摂政霍光に信頼を寄せ、他者の讒言を容れなかったとする記事を掲げる(④)。

霍光摂政として、政をおこなふ。天下みな、いみじく思たる中に、或は又讒言などしけれ共、御門もちい給はずして、ひとへに霍光をたのみ給へり。御門御年十四の時に、或もの又讒言しけるに、御門、いかりてのたまはく「大將軍は忠臣なり、先帝、われに属し給へり。われをたすけて、ひさしくなりぬ。讒せんものをばつみせん」とのたまひしかば、人みな申やみにけり。

この讒言事件は、昭帝の兄燕王劉旦・左將軍上官桀・その子上官安・桑弘羊らが謀叛を起こし、誅せられた事件を

さしており、その文言の一致(傍線部)から、『唐鏡』は本紀ではなく、「霍光伝」に拠ったとわかるが、それはやはり本紀に参照先として示されていたものであった(二重傍線部)。

後桀党与有譖光者、上輒怒曰「大將軍忠臣、先帝所属以輔朕身、敢有毀者坐之」。自是桀等不敢復言。

(『漢書』霍光伝)

後有譖光者、上輒怒曰「大將軍國家忠臣、先帝所属、敢有譖毀者、坐之」。光由是得尽忠。語在燕王・霍光伝。

(『漢書』昭帝紀)

続けて『唐鏡』には、次の二つの天変記事がある(⑤・⑥)。

⑤元鳳三年春正月に、泰山と云所に、大なる石、みづからおきたり。高五丈五尺、大さ三十八圍、地にいる事八尺、三の石をあしとしてたてり。⑥又、上林苑の中に、かれてひさしくなりし大柳樹、みづからたち

て、おひたり。虫ありて、その樹の葉をくいて、文字をなししこそ、ふしぎと申しか。

この二つの出来事は『漢書』本紀にも「三年春正月、泰山有大石自起立、上林有柳樹枯偃自起生」と簡潔に見えるが、その詳細は「五行志」の二つの記事に拠る。<sup>15)</sup>

⑤孝昭元鳳三年正月、泰山・萊蕪山南匈奴有数千人声。民視之、有大石自立、高丈五尺、大四十八围、入地深八尺、三石为足。石立处、有白鳥数千集其旁。眭孟以爲「石陰類、下民象、泰山・岱宗之嶽、王者易姓告代之处、当有庶人为天子者」。孟坐伏誅。

(『漢書』五行志・言羞／白晳白祥)

⑥惠帝五年十月、桃李華、棗實。昭帝時、上林苑中大柳樹断仆地、一朝起立、生枝葉、有虫食其葉、成文字、曰「公孫病已立」。又昌邑王国社有枯樹、復生枝葉。眭孟以爲「木陰類、下民象、当有故廢之家公孫氏、從民間受命为天子者」。昭帝富於春秋、霍光秉政、以孟

妖言、誅之。後昭帝崩、無子、徵昌邑王賀嗣位、狂乱失道、光廢之、更立昭帝兄衛太子之孫、是為宣帝。帝本名病已。(『漢書』五行志・視羞／草妖)

これによれば、⑤・⑥の異変について、眭弘(孟)が、庶人、具体的には公孫氏が新天子となる予兆であると解釈したが、その言が妖言と見なされ、当時昭帝を補佐していた霍光によつて誅せられたとわかるが、『唐鏡』はそこから予兆となった異変のみを切り出している。そのため、「その樹の葉をくいて、文字をなし」とはいうものの、『漢書』にあった「公孫病已立」という文字の意味にも言及せず、眭孟の解釈やその後の処遇などにも一切触れていない。したがって、本紀の簡潔な記述を採用しても文脈上大きな違いはなかったはずである。しかし、『唐鏡』の異変記事の直前には霍光が摂政となった記事(④)があり、直後には、昭帝の死後、昌邑王賀が即位するも、霍光に廢されたこと(⑦・⑧・⑨)が述べられて昭帝紀がおわる。つまり、『唐鏡』は「ふしぎと申しか」としか触れていないが、その異変の位置づけには、やはり「五行志」が踏まえられている

わけである。

続く⑦～⑩においても、これまでの①～⑥の記事構成方法が繰り返される。

⑦元平元年夏四月、未央殿にて崩給ぬ。御年二十一、在位十三年也。⑧御子のつぎ給べきなければ、武帝の御孫に昌邑王賀と申ける王孫を、皇太后むかへたてまつりて、位につけ給つ。⑨廿七日のあひだに、一千一百廿七ヶ条のひがごと共をおこなはれて、帝王の礼義うしなはれぬれば、大將軍霍光等なげきかなしみて、はかりごとをめぐらす。⑩この時に、天くもりて、昼夜日月を見ざる事二十余日なり。つるに、王をすてたてまつりて、海昏侯に封じつ。

昭帝に関わる崩御記事⑦は、「昭帝紀」の「(元平元年)夏四月癸未、帝崩于未央宮」(帝年八歳即位、明年改元、改元之後凡十三年、年二十一)から、その顔師古注(へ内)を含めて翻訳したものであり、昭帝の後を継いだ昌邑王賀に関する記述⑧は、次の『漢書』「宣本紀」による。

元平元年四月、昭帝崩。母嗣、大將軍霍光請皇后徵昌邑王。六月丙寅、王受皇帝璽綬、尊皇后曰皇太后。癸巳、光奏王賀淫乱、請廢。語在賀及光伝。

ただし、⑨「廿七日のあひだに、一千一百廿七ヶ条のひがごと共をおこなはれて…」に該当する記述は本紀にはなく、参照先として示された(二重傍線部)、次の「霍光伝」に見える。

受璽以来二十七日、使者旁午、持節詔諸官署徵發、凡一千一百二十七事。文学光祿大夫夏侯勝等及侍中傅嘉、数進諫以過失、使人簿責勝、縛嘉繫獄。荒淫迷惑、失帝王礼誼、乱漢制度。

そして、昌邑王賀の廢位直前の「天陰」に関する異変(⑩)は、『漢書』「五行志」による。<sup>16)</sup>

昭帝元平元年四月崩、亡嗣、立昌邑王賀。賀即位、天陰、昼夜不見日月。賀欲出、光祿大夫夏侯勝、当車諫

曰「天久陰而不雨、臣下有謀上者、陛下欲何之」。賀怒、縛勝以屬吏、吏白大將軍霍光。光時與車騎將軍張安世、謀欲廢賀。光讓安世、以為泄語、安世實不泄、召問勝。勝上洪範『五行伝』曰「皇之不極、厥罰常陰、時則有下人伐上」、不敢察察言、故云「臣下有謀」。光・安世読之、大驚、以此益重經術士。後數日卒共廢賀、此常陰之明効也。（『漢書』五行志・恆陰）

これによれば、昼夜日月が見えなかったことについて、夏侯勝が「臣下に上を謀るものがある」と諫言し、劉賀の外出を止めた。そのことが賀を廢そうとしていた霍光に伝わり、霍光は共謀していた張安世の漏洩を疑ったが、夏侯勝が『五行伝』の記述を示し、その根拠を伝えたので、霍光等は驚き、あらためて經術の士を重んじたが、予兆通り、賀は廢された、という。つまり、より直接的に昌邑王賀が廢されるまでの一事件として位置づけられているわけだが、『唐鏡』は、そうした事件の細部は捨象し、天変記事のみを採っているといえる。

このように『唐鏡』昭帝紀の歴史叙述は、『漢書』本紀

を本拠としつつ、時に「外戚伝」「霍光伝」を参照し、しばしば「五行志」の天変記事を挿入したものであった。しかし、本紀と列伝とは、そもそもわずかな文言の差違しかない場合も多く、わざわざあらためて列伝に拠らねばならない必要性は、その叙述内容からは感じにくいものが多い。

こうした列伝の利用については、「全般に唐鏡の抄出方法は、まづ帝紀によつて編年的に構成し、その間に著名な史話を主に列伝によつて挿入して、その枝葉となしてゐる。」との指摘があり、昭帝紀でも④「霍光摂政事」や⑨「千百廿七ヶ条悪逆事」などが列伝に拠っていた。しかし、それは本紀に「語在霍光伝」などと示されていたものでもあったことを見れば、これらの列伝の利用は、挿入された枝葉というより、むしろ、本紀と列伝とが一体となった編年史を再構成することを目指したものとも言えよう。

本紀や列伝などの相互参照によつて歴史現象の総体を浮かび上がらせようとする紀伝体の中国正史を編年体に編み直すに際し、列伝の文言を取り込むこと自体に意図があったのではないだろうか。

そして、その記事を概観すると、昭帝よりも、政治の実権を握っていた霍光への関心が高い。先掲の①～⑩の記事のうち③・④・⑨には霍光が登場し、⑤・⑥・⑩の天変記事も「五行志」での位置づけから、霍光関連記事といえる。

「この本には、単なる断片的な人物伝ではなく、大きな時代の流れの中に位置づけられた中国の政治家たちの言動が書かれている。」と言われる通り、たしかに昭帝紀の流れの中に霍光の事蹟を位置づけるものといえ、本紀に列伝の文言を取り込んで行くことは、そうした『唐鏡』の意図にも沿うといえよう。

ただし、『唐鏡』の霍光に関する叙述をその原拠記事と比較すると、霍光の造型に違いがある。例えば、先掲の通り、⑤・⑥は「霍光秉政、以孟妖言、誅之（霍光政を乗り、孟を以て妖言とし、之を誅す）」とあるように、本来、霍光の策動が背景にあった。劉賀の擁立⑧も『唐鏡』は「皇太后むかへたてまつりて」とするのみであったが、『漢書』では「大將軍霍光請皇后徵昌邑王（大將軍霍光皇后に請ひ、昌邑王を徵す）」とあって、霍光主導であることが明示されていた。その後の劉賀の廢位⑨も『唐鏡』は、

「廿七日のあいだに、一千一百廿七ヶ条のひがごと」があり、「帝王の礼義うしなはれ」たため廢されたとする。確かに「霍光伝」にも「失帝王礼誼（帝王礼誼を失ふ）」とはあるが、それは、霍光らが劉賀の非行を皇太后に訴えた奏上<sup>18</sup>の一部分であって、『唐鏡』のように事実として扱われているわけではない。また、劉賀の「一千一百廿七ヶ条のひがごと」も、正確には、即位以来二十七日間に使者が何回も往來し、物資を徵発することが千度を越えた、ということであり、その過失に関しては『漢書』は「数進諫以過失（数は過失を以て進諫するも）」、「荒淫迷惑」などとするだけである。⑩の天変記事も同様で、『唐鏡』は「光時与車騎將軍張安世、謀欲廢賀（光時に車騎將軍張安世と謀り、賀を廢せん欲す）」とある霍光の陰謀には全く触れていなかった。

これらの記事を通して、『唐鏡』には、霍光の皇位への関与の程度を薄め、劉賀廢立の妥当性を強調することで、皇帝を補佐する霍光を好意的に叙述する傾向が見える。

この霍光とは、日本の撰関政治到来期の政治形態のモデルとしてしばしば言及される人物である。例えば、北畠親

房『神皇正統記』清和天皇条には、外戚藤原良房の摂政就任について、次のようにある。

此天皇九歳にて即位、戊寅年也。己卯に改元。踐祚ありしかば、外祖良房の大臣はじめて摂政せらる。摂政と云こと、もろこしには①唐堯の時、虞舜を登用て政をまかせ給き。これを摂政と云。かくて三十年ありて正位をうけられき。②殷の代に伊尹と云聖臣あり。湯及大甲を輔佐す。是は保衡と云（阿衡とも云）。其心は摂政也。③周の世に周公旦又大聖なりき。文王の子、武王の弟、成王の叔父なり。武王の代には三公につらなり、成王わかくて位につき給しかば、周公みづから南面して摂政す（成王を負て南面せられけりともみえたり）。④漢昭帝又幼にて即位。武帝の遺詔により博陸侯霍光と云人、大司馬大將軍にて摂政す。中にも周公・霍氏をぞ先蹤にも申める。（中略）この天皇の御時良房の大臣の摂政よりしてぞまさしく人臣にて摂政することははじまりにける。

ここに、①虞舜・②殷の伊尹・③周の旦・④漢の霍光の四名が中国における摂政の例として挙げられ、とりわけ幼帝を支えたという意味において、③周の旦と『唐鏡』に「霍光摂政として、政をおこなふ」（前掲④）とあった④漢の霍光の事例が、良房の摂政の「先蹤」であるとされている（二重傍線部）。

さらに『神皇正統記』陽成天皇条にも霍光の名が見える。

此天皇性悪にして人主の器にたらずみえ給ければ、摂政（＝基経）なげきて廢立のことをさだめられにけり。昔漢の霍光、昭帝をたすけて摂政せしに、昭帝世をはやくし給しかば、昌邑王を立て天子とす。昌邑不徳にして器にたらず。即廢立をおこなひて宣帝を立奉りき。霍光が大功とこそしるし伝はべるめれ。

藤原基経が悪行の続いた陽成天皇を廢立したことの先例として、霍光による昌邑王賀の廢立（『唐鏡』前掲⑨）に触れ、それを「大功」と位置づけている。

また、同書光孝天皇条でも関白の先例として霍光の名が

挙げられる。

踐祚のはじめ摂政を改て関白とす。これ我朝関白の始なり。漢の霍光摂政たりしが、宣帝の時政をかへして退けるを、「万機の政猶霍光に関白しめよ」とありし、その名を取りてさづけられにけり。此天皇昭宣公のさだめによりて立給しかば御志もふかりしにや、其子を殿上にめして元服せしめ、御みづから位記をあそばして正五位下になし給けりとぞ。

霍光が昭帝・劉賀のあとに即位した宣帝に政を返すも、宣帝がそれを容れず、全て霍光を経由するよう命じたことが「関白」の先例とされているが、このこともまた『唐鏡』に見える（宣帝紀「霍光関白事」）。

本始元年戊申の年、大將軍霍光、政をかへす。御門さらに詔をくだし、諸事みなまづ霍光に関白してのちに奏聞せよ、と仰くだす。霍光天下をおさむるあひだ、前後あはせて二十年天下泰平なり。

光自後元秉持万機、及上即位、乃帰政。上謙讓不受、諸事皆先関白光、然後奏御天子。光毎朝見、上虚已斂容、礼下之已甚。光秉政前後二十年、地節二年春病篤、車駕自臨問光病、上为之涕泣。（『漢書』霍光伝）

『唐鏡』はここでも「霍光伝」を利用するが、「霍光伝」では「御門さらに詔をくだし、諸事皆まづ霍光に関白してのちに奏聞せよ、と仰せくだす」という宣帝の「詔」にはつきりと触れているわけではなく、あくまでも、霍光が政を帰すことを宣帝が受け入れなかったことと、結果的に人々が奏上するに際して霍光を宣帝に優先させた、ということが述べられているに過ぎない。しかし、『神皇正統記』で「万機の政猶霍光に関白しめよ」との宣帝の言が引用され、次の『愚管抄』も同様であるように、日本の「関白」の先例として、宣帝の「詔」は重要であった。

関白摂政と云ことは、必しもたえずなることにはあらず。摂政は幼主の時ばかりなり。忠仁公の後は、ただ藤氏長者内覧の臣になりぬるを一の人とは申なり。内



覽もかならずしもなきこと也。関白は昭宣公摂政の後  
に関白の詔ははじまりけり。漢の宣帝の時、霍光がま  
づあづかりきかshめてのちに奏せよと、うけたまはり  
ける例なるべし。

摂政や関白の先例・悪帝排除の先例たる霍光は、日本の  
歴史にとつて、中国史上非常に重要な人物であった。そして、  
その事蹟は肯定的に捉えられるものであった。藤原頼長『台  
記』康治二年（一一四三）九月三十日条には、保延二年（一  
一三六）十月以来読了した書物が列挙されるが、「漢書九  
十二卷 保延四年（本紀・霍光伝・馮奉世伝・敘伝下受先  
師御説、自余受夫子説、同三年十月三日始之、四年十二月  
二日終之」と「霍光伝」を挙げている。撰関家の頼長にとつ  
て『漢書』中の必読の部分でもあったのだろう。各皇帝が  
時系列に配された『本紀』的な構成をとりながら、昭帝紀  
のそれが、ほとんど霍光の『列伝』的記述になっているの  
も、その重要性ゆえであろう。

そして、その叙述に際しては、日本での文脈に応じた翻  
訳に傾いてもいた。『唐鏡』の正史を使用した箇所の叙述

態度に関しては、「編者の創意や改刪・補訂の如き恣意を  
混ぜへることなく、寧ろ愚直と思はれるほどに、忠実に之  
に従つてゐる場合が多い。特に史書類に於て、さうである  
が、故事逸話等の史譚の類に於ても、そのやうな抄出態度  
が見受けられる。」と、逐語訳的・訓読的翻訳態度が強調  
されてきた<sup>20</sup>。実際、そうした箇所が多いのも事実ではある  
が、編者の「恣意」も軽視できない。本紀に列伝の文言を  
組み込むだけではなく、『描かれるべき歴史』が『唐鏡』  
にはあり、原典の文言の巧妙な取捨選択によって、それを  
浮かび上がらせようとしている。

### 三、年代記としての五行志

前章では昭帝紀を対象に『唐鏡』の編年史的叙述の構成  
方法を見たが、そこに「五行志」が頻繁に用いられていた。  
その「五行志」の利用に際しては、あくまでも天変のみを  
示してその具体的相関は示さず、「五行志」の引く劉向の  
言説や『京伝易伝』に見える論理なども全く引用していな  
かった。そのことが、先に見た昭帝紀の霍光の意図的な造



型などには寄与していたが、霍光造型を目的として天変記事を持ち込んだわけでもないだろう。そもそも文脈上、あまり機能しているようには思えない天変記事がなければ、霍光の造型をめぐる操作も不要だったはずである。最後に、「五行志」の利用の意味について、第四代文帝紀および第八代宣帝紀以降の例から考えておきたい。

『唐鏡』の文帝紀は、冒頭の略伝のあと、『史記』『孝文本紀』によった「宗昌至言事」「龜兆事」「群臣拜謁事」「三讓事」「即天子位事」などが続くが、その後に連続して天変が語られる（「冬桃李花事」）。

- ①夏四月、齊楚の山共、九まで同日にくづれて、水大にいでたり。②二年夏五月に、進善の旗、誹謗の木を、たて給へり。③四年夏六月に、雪ふれりき。④六年冬十月に、桃李花さく。⑤十二年、角おひたる馬いできたり。よからざりし事也。

点線を付した②（『漢書』文帝紀に拠る）を除き、地震・大雪・異常開花・奇形馬の出現など様々な天変を並べられ

ているが、これらは次の通り、『漢書』の諸所に散らばった記述であり、それらを集積し、一箇所にとめたものがある。

①楚元王交薨。四月、齊楚地震、二十九山同日崩、大水潰出。〔『漢書』文帝紀〕

③文帝四年六月、大雨雪。後三歲、淮南王長謀反、發覺、遷、道死。〔『漢書』五行志・聽羞／雨雪〕

④六年冬十月、桃李華。十一月、淮南王長謀反、廢遷蜀嚴道、死雍。〔『漢書』文帝紀〕

⑤文帝十二年、有馬生角於吳、角在耳前、上鄉。右角長三寸、左角長二寸、皆大二寸。劉向以為「馬不当生角、猶吳不当拳兵鄉上也。是時、吳王濞封有四郡五十余城、内懷驕恣、變見於外、天戒早矣。王不寤、後卒拳兵、誅滅」。〔『漢書』五行志・馬禍〕

右に示す通り、『漢書』では、①地震が楚元王劉交の死、③大雪・④桃李の異常開花が淮南王劉長の謀反と死、⑤奇形馬の出現が呉王劉濞の挙兵（呉楚七国の乱）と結び付けられている。これらはいずれも劉家の宗室に連なる人物に關わる事件であり、文帝期の重要な出来事である。しかし、『唐鏡』は、これら政変・戦乱には触れておらず、予兆記事として機能していない。文帝期の天変記事はこれら以外にも『漢書』内に多数見られることから、この四例も意図して『唐鏡』に採られたと思いが、その理由も判然としない。この点、「五行志」の示す天人相関説を承けていた、前章の例とも異なる用いられ方といえる。

このあと、『唐鏡』は、「十三年五月」の出来事として、文王が肉刑を廃することになったきっかけの事件（「緹縈事」「為民父母事」「除肉刑事」）に触れ、農業を奨励した事（「農為天下本事」）、旱蝗災害時に恤民事業を行った事（「減服御事」）など、文帝の善政を『史記』『孝文本紀』によって語る。続く、高廟の宝物を盗んだ犯人を張釈之の諫めによって減刑した話（「盜高廟玉環事」）。『漢書』「張釈之伝」に拠る）も同様の善政譚として選ばれた記事だろう。

さらに、文帝と周勃との丞相の職務などをめぐる問答（「帝問周勃事」）。『史記』『陳丞相世家』ないし『漢書』『王陵伝』に拠る）、文帝と周亜夫の陣中での振る舞いをめぐる話（「禦匈奴事」「城中不聽天子命事」「介胄士不拜事」。『史記』『絳侯周勃世家』ないし『漢書』『周亜夫伝』に拠る）が続く。これらはいずれも文帝が諸臣の諫めを聞き入れたという逸話であり、文帝の聖王像が強調される。

儉約を主とした文帝の行いや周勃との丞相の職務などをめぐる問答は『続古事談』漢朝篇にも見え、また周亜夫の「軍中は將軍の令を聞き、天子の詔を聞かず」という言葉は、幕府権力の独立の論拠の一つとして鎌倉期には重要だった。<sup>22</sup> いずれも「大きな時代の流れの中に位置づけられた中国の政治家たちの言動」を扱う『唐鏡』において、欠かさない記事である。興味深いのは、その後にもまた、大水の記事（「四十余日甚雨事」）が挿入されていることである。

後元三年の秋、大に雨ふりて、昼夜たえざる事、四十日、民家のながれたる八千余、死ぬるもの三百余人なり。かやうの聖代にも、かかる災難ありしなり。

ここでは「聖代」であっても災難がある例として扱われているが（傍線部）、『漢書』『五行志（水）』の当該記事ではその扱いが異なる。

文帝後三年秋、大雨、昼夜不絶三十五日。藍田山水出、流九百余家。漢水出、壞民室八千余所、殺三百余人。先是、趙人新垣平以望气得幸、为上立渭陽五帝廟、欲出周鼎、以夏四月、郊見上帝。歲余懼誅、謀為逆、発覚、要斬、夷三族。是時、比再遣公主配单于、賂遣甚厚、匈奴愈驕、侵犯北边、殺略多至万余人、漢連發軍征討戍边。

ここでは大雨が、趙人新垣平が周鼎を出現させようと天帝を祀り、その後反逆を企てて罰せられたことや、匈奴が懷柔工作もむなしく辺境を脅かしたことなどと結び付けられている。しかし、『唐鏡』はこれらの出来事にも全く触れていない。『唐鏡』は、本来の天人相関の文脈から、大水の記事だけを取り出し、「五行志」の文脈自体を捨象し、「かやうの聖代にも、かかる災難ありしなり」という別の

文脈に置いているのである。そもそも文帝期を「聖代」と位置づける『唐鏡』において、本来、天人相関という意味では、天変記事は不要である。それどころか、「聖代」でもそうした「災難」があるというのでは、他箇所での天人相関の意味自体が損なわれてしまいかねない。それにもかかわらず、なぜ多くの天変記事があるのだろうか。

第八代宣帝紀以降、『唐鏡』には顕著に天変記事が多用されるようになる。

- ① 皇帝出自事
- ② 宣帝生囚獄事
- ③ 獄中有帝王气事
- ④ 宣帝才学事
- ⑤ 宣帝足毛事
- ⑥ 霍光閔白事
- ⑦ 画賢臣貌事
- ⑧ 芒刺在背事
- ⑨ 雨雹事
- ⑩ 鳳凰甘露事
- ⑪ 米石五錢事
- ⑫ 雌鷄化鳩事
- ⑬ 宣帝崩御事

このうち①～⑤は『漢書』『宣帝紀』に拠り、⑥⑧は「霍光伝」、⑦「蘇武伝」に拠る。<sup>23</sup> そうした出来事のあとに、⑨～⑪に連続して天変記事が続く。

⑨ 地節四年夏、洛陽に雹ふる。大なる事鵝の子のごと

し。深さ二尺五寸人多くあやまちあり。飛鳥もおほくしににけり。⑩元康二年春、鳳凰あつまり、甘露くだる。⑪この御時、かやうの瑞祥共あまたたび見えたり。

世おさまり、年ゆたかにして、米一石のあたひ五錢にあたりけり。ありがたかりし事なり。⑫黄龍元年、未央殿に雌鶏化して鳩の雄となる。⑬この十二月に、御かど、崩給ぬ。御年四十二、在位二十五年也。

⑨宣帝地節四年五月、山陽濟陰雷雨如鷄子、深二尺五寸、殺二十人、蜚鳥皆死（師古曰、蜚誼曰飛）。其十月、大司馬霍禹宗族謀反、誅、霍皇后廢。（『漢書』五行志）

⑩（元康二年）三月、以鳳皇甘露降集、賜天下吏爵二級、民一級、女子百戸牛酒、鰥寡孤独高年帛。（中略）⑪（元康四年）比年豊、穀石五錢。（『漢書』宣帝紀）

⑫宣帝黄龍元年、未央殿輅轅中雌鶏化為雄、毛衣變化而不鳴、不將、無距。（中略）黄龍元年、宣帝崩、太子立、是為元帝。王妃將為皇后、故是歲未央殿中雌鶏為雄、

明其占在正宮也。不鳴不將無距、貴始萌而尊未成也。

（『漢書』五行志）

ここでも、本紀および「五行志」から種々の記事が取り集められ、『唐鏡』では、⑩は⑪の豊作、⑫は宣帝の死と結び付けられている。⑩の鳳凰や甘露は「五鳳」「甘露」といった元号にも用いられ、『漢書』にしばしば言及されるものであるし、⑫は「五行志」でも宣帝の崩御と結び付けられている。

ただし、⑨は、「五行志」では、霍光の死後にその子霍禹が謀反を起こして誅され、宣帝の霍皇后が廢されたとする出来事と結び付けられている。ところが、それが「鳳凰」「甘露」などと併置されており、まるで「祥瑞」であるかのように見えてしまう。昭帝紀での霍光擁護の姿勢がその子にも及んでいるともいえるが、そうであるならば、やはり、そもそもこの降電記事自体が不要ではないか。

実は、第八代宣帝紀の①～⑫の記事のうち年月が記されたものは、⑥「霍光閔白事」のほかは、⑨・⑩・⑫の天変記事に集中している。この傾向は、他箇所でも同様で、例

えば先述の昭帝紀を見ると、⑤「石自起立事」・⑥「柳自起立事」・⑦「昭帝崩御事」の三ヶ所にしか年月は示されず、うち二例が「五行志」による天変記事である。以下、第九代元帝・第十代成帝の例を見ても同様の傾向が指摘でき、年月の記される記事は薨伝等を除くと、およそ天変記事に集中する。

《第九代元帝》

記事標題	典拠	年月表記	備考
①元帝出自事	『漢書』元帝紀		
②人相食事	『漢書』五行志	「初元二年夏六月」	
③雌鷄為雄事	『漢書』五行志	「今年」	
④天雨草事	『漢書』五行志	「永光二年秋八月」	
⑤憑昭儀当熊事	『漢書』外戚伝	「建昭五年二」	『蒙求』
⑥王昭君事	『西京雜記』等		『唐物語』
⑦元帝薨去事	『漢書』元帝紀	「章寧元年夏五月」	

《第十代成帝》

①成帝出自事	『漢書』成帝紀		
②班婕妤辞輦事	『漢書』外戚伝		『蒙求』
③扇詩事	『樂府詩集』		
④青蠅集事	『漢書』成帝紀	「建始元年己丑夏六月」	
⑤月二出事	『漢書』五行志	「秋八月」	

⑥薛廣德諫言事	『漢書』広徳伝		『蒙求』
⑦蹴鞠事	『西京雜記』等		『明文抄』
⑧四月雨雪事	『漢書』成帝紀	「建始四年夏四月」	
⑨鼠樹上巢事	『漢書』五行志	「九月」	
⑩樛成人形事	『漢書』五行志	「永始元年二月」	
⑪星貫事	『漢書』五行志	「又」	
⑫燕雀生事	『漢書』五行志	「綏和二年」	
⑬馬生角事	『漢書』五行志	「又」	
⑭成帝薨去事	『漢書』成帝紀	「(同) 三月二」	
⑮孔光温樹事	『漢書』孔光伝		『蒙求』

平沢氏は成帝④・⑤の例をあげ、「帝紀・五行志の記を確実に踏まえており、天異の如きにまでも正確に年月を明記してゐる」ことを指摘し、「其処には、啓蒙書であれ、史書としての意義を十分に示さんがための意図が存してゐたのであろう。」と、その年記の正確性から史書としての意義を論じる<sup>28)</sup>。しかし、前後の脈絡のなく羅列された天変記事の年月が正確に記されたところで、果たして「史書の意義」があるだろうか。

武帝末期からの混乱を収束させた前漢中興の主ともいふべき宣帝に続く、元帝・成帝以降の前漢後期は、歴史的には元帝の皇后王氏の一族の隆盛を招き、後の王莽の王朝篡奪の潜在要因となったが、王莽の出現までは、政治的事件

は乏しい。そのため、元帝・成帝期には特筆すべき事件はほとんど描かれない。

その一方で、元帝⑤・成帝②・⑥・⑮は、それぞれ『蒙求』に「馮媛当熊」「班女辞輦」「広徳従橋」「孔光温樹」として収録される故事であり、元帝⑥「王昭君事」も相当に著名な故事であることは付言を要さない。成帝③「扇詩事」も『唐鏡』が時折見せる漢詩引用記事の一つで、自ら退いて太后に仕えた班婕妤が、容色が衰えて顧みられない事を秋扇に喩えた詩として著名な「怨歌行」を紹介するものである。この詩は『文選』ほかに見えるが、宋・郭茂倩『樂府詩集』巻四二に採られ、同巻には『唐鏡』第六代武帝紀に引かれる「長門怨」（裴交泰）もあることから、同書から採られたものだろう。<sup>(26)</sup> 蹴鞠の由来等を語る成帝⑦も「日本の年中行事や故実等身近な生活の糧となるもの」に触れる『唐鏡』の特徴を示す挿話である。<sup>(27)</sup> こうした故事・逸話の集積によって両皇帝紀が作られている。

しかし、これらの故事・逸話的記事は、それが一連の重要な歴史的事件の過程上のもので無い限り、原典においてさえ、その年月などが明記されない場合が多い。始皇帝や

高祖や呂后など、時系列的に追う必要のあるような出来事が豊富な時期は、それらの出来事によって主たる歴史叙述を構成し、その過程において著名な逸話や故事に触れていくことができる。本稿の例で言えば、「左袒」の由来となった呂后紀の「軍中左袒事」などが好例だろう。一方、政治的安定期である文帝紀や宣帝紀後半以降では、そもそも主旋律をなすべき「歴史」を欠いており、結果として、故事や逸話だけで記事が構成されざるを得なくなっている。そもそもが独立性の高い記事であるうえに、年月が記されていないければ、編年体の歴史叙述の形態にはなり得ないだろう。

その点、かなり丁寧な年月が表記された天変記事は、前後に関連する特筆すべき事件がなく、ほとんど歴史叙述としては意味をなさない羅列であっても、時系列順に配されるという意味において、一応の編年体の歴史叙述となっている。追うべき歴史的事件がない代わりに、年月の記された「五行志」の天変記事が配置され、その間に故事や逸話が語られれば、かろうじて編年体の歴史叙述の形態が保たれるわけである。

つまり、「五行志」に由来する天変記事は、その年月の正確性というより、『唐鏡』の編年の歴史叙述の空隙を埋め、各故事を一連の編年史のなかに配置する役割を担わされている側面がある。例えば、四代文帝紀の記事で言えば、その即位記事以降、次に本当に重要だといえる記事は、おそらく「十三年五月」の肉刑廃止の記事であろう（52頁参照）。

その記事に至るまでには四つの天変記事がその後と何の脈絡も無く挿入されていたが、それらの天変記事があるからこそ、肉刑廃止故事までの「十三年」の空白が埋められ、文帝紀が編年史たらしめられていると見ることができると。唐代の歴史理論書『史通』（劉知幾）には「又紀者既以編年為主、唯敘天子一人。有大事可書者、則見之于年月、其書事委曲、付之列伝、此其義也。」（内篇・本紀）とあるように、本紀とは年月に従って概略を記すものである。時に故事集的な性格に近づく『唐鏡』が本紀を主体とした編年体の史書であるためには、「五行志」の年月の付された天変記事が必要だったのである。

第十一代哀帝や第十二代平帝に至ると、王莽の専横などの重要な政治的話柄が独立して王莽伝として別途示されて

いるためか、各冒頭の略伝と末尾の薨伝を除いて、ほぼ天変記事のみで記事が構成されてしまっている。これも天変記事そのものへの関心もあろうが、それ以上に、特筆すべき話柄を持たないなかで、編年体の皇帝紀の形態を形式上維持するための方法であつたのだろう。

#### 四、おわりに

ここまで、『唐鏡』巻三・四の前漢期を対象に、その主たる出典である『史記』『漢書』の扱い方を見てきた。第六代武帝までの『史記』と『漢書』が重なる時期においては『史記』が優先され、種々の故事等が挿入されていた。第七代昭帝以降、『漢書』中心の叙述となるが、本紀を中心としつつ、その本紀から参照記事として指示されていた列伝の文言や記事を取り込んでいく姿勢が見えた。これは紀伝体の正史を編年体に組み替える方法といえるが、その際、原典の文言が慎重に取捨選択されることで、日本の撰政・悪王排除・関白の先例とされる霍光故事が構築されていたように、単純な文言の撰取には留まらない作意も見え



た。その一方で、故事という意味においてはもちろん、歴史叙述の上でもあまり意味を成さないような、「五行志」に由来する天変記事が随所に挿入されていたことにも注目し、そこに編年史への志向を見た。

山田尚子氏は『唐鏡』の歴史物語としての側面に注目し、「最大の意義は、個々の故事を中国史の流れの中に据え、歴史的な文脈において故事を理解しようとしたことにあつたと考えられる。」と論じられた。<sup>28)</sup> 本稿で見た列伝の本紀への取り込みは、まさに故事集的性格を反映した方法と言えるし、そうした『唐鏡』の持つ、編年体故事集の側面を「五行志」の天変記事が支えていた。

もちろん、単純に年記表示だけが必要なのであれば、他の「志」でも代用できたはずで、「五行志」そのものへの関心が決して低いわけではない。『唐鏡』は各王朝の冒頭に「伏羲氏と申侍し帝皇は木徳なり」「殷の次国をば周と申き。木徳」となどと、『明文抄』帝道部「唐家世立（唐帝王世立）」から、王朝の交替を五徳の循環で論じる五徳終始説を受容している。したがって、他の『漢書』『志』類に関してはあまり積極的には用いられていないなかで、

「五行志」が多用されたことについては、その関心の背景についても考える必要があるだろう。

また、本稿では前漢期の叙述における機能的側面にのみ注目したが、天変記事は漢代以前の『唐鏡』の叙述にも散見される。よく知られるとおり、『吾妻鏡』には相当数の天変記事があり、鎌倉幕府に官人陰陽師が定着し、天人相関思想が受け入れられていた。<sup>29)</sup> 作者藤原茂範が鎌倉において『唐鏡』を著したとすれば、そうした背景も視野に入れる必要がある。

紀伝の学は、その名称が中国正史の「紀伝」に由来するわけだが、『史通』（内篇・列伝）は、

夫紀伝之興、肇于史漢。蓋紀者編年也。伝者列事也。編年者、歴帝王之歲月、猶春秋之經。列事者、録人臣之行状、猶春秋之伝。春秋則伝以解經、史漢則伝以积紀。

と「紀」の本質は「編年」であることにあり、帝王の事蹟が歲月順に述べられるものであり、『春秋』でいう経であ



るとし、「伝」は人事等を並べて「紀」の解釈を示すもので、『春秋』でいう伝であると論じる。『唐鏡』は、短い事実の羅列が多いが、「帝王の歲月を歴たる」年月を記した「紀」を志向していた。紀伝道の徒たる茂範が「史」に對してどのような意識を持っていたのかは、さらに検討されねばならない。

本稿は自明の出典『史記』『漢書』からの取材の方法の検討に終始してしまつた。また、言及し得たのは前漢期のみで、卷五・卷六の『後漢書』『晋書』などの扱い方については触れられていない。そして、本稿ではあえて踏み込まなかつたが、『史記』『漢書』についても、その底本や訓読方法と『唐鏡』における翻訳方法との関連なども改めて検討が必要だろう。残された課題をあげるに終始したが、後考を期したい。

### 【引用文献】

※各文献は漢字平仮名交じり表記改めたほか、いずれも字體を通行のものとし、句読点等を適宜改め、一部明らかに誤り等を訂した箇所がある。

『唐鏡』：『中世文芸叢書 松平文庫本 唐鏡』（広島中世文芸研究会、一九六六年）を底本とし、『唐鏡 本文篇』『唐鏡 校異篇』（古典文庫、一九六七年）を参照した。各記事ごとの標題は底本に付された見出しを私に改変・増補して用いた。

『史記』『漢書』：中華書局・二十四史繁体縦排本を用い、それぞれ、ちくま学芸文庫を参照した。また平凡社・東洋文庫『漢書五行志』を参照した。

『愚管抄』『神皇正統記』：岩波書店『日本古典文学大系』『愚管抄』『神皇正統記 増鏡』を用い、中央公論社・日本の名著『慈円 北畠親房』を参照した。

『史通』：四部叢刊初編を用い、増田経夫『史通』（研文出版、一九八一年）を参照した。

### 【注】

(1) 加藤浩司『仮名貞観政要梵舜本の翻刻と研究』（和泉書院、二〇一九）

(2) 源光行『蒙求和歌』『百詠和歌』などが該当しよう。小川剛生氏は「政道仮名抄」と呼ばれる（『武士はなぜ

歌を詠むか―鎌倉將軍から戦国大名まで― 角川選書、

二〇〇八年)

(3) 『本朝書籍目録』に「唐鏡十卷〈茂範卿抄〉」とある。

その成立については、増田欣「唐鏡の成立」『中世文藝

比較文学論考』(汲古書院、二〇〇二年)、小川剛生「藤

原茂範伝の考察―『唐鏡』作者の生涯」『和漢比較文学』

一二(一九九四年一月)など。

(4) 『明文抄』文事部は「三史〈史記 漢書 東觀漢記〉」

としつつ、「或説除東漢記加後漢書」などとする。

(5) 『明文抄』文事部は「或説魏晉宋齊梁陳隋唐」ともす

る。

(6) 全編を対象とする平沢五郎「唐鏡の傳本及び出典考」

『斯道文庫論集』四(一九六五年三月)のほか、小田切

文洋「『唐鏡』における漢籍受容の一考察―中世日本の

歴史叙述と漢文世界―」『国際関係研究 国際文化編』

二〇―二(日本大学国際関係学部国際関係研究所、一九

九九年二月)、小田切文洋「『唐鏡』における漢籍受容

の一考察(続)」『桜文論叢』五一(日本大学法学部、二

〇〇〇年八月)は正史以外の出典を多数指摘する。

(7) 森田貴之「『唐鏡』考―法琳の著作の受容―」『台大

日本語文研究』二〇(二〇一〇年十二月)、同「『唐鏡』

考(承前)」『京都大学国文学論叢』二七(二〇一二年三

月)

(8) 平沢氏も「卷三の漢高祖から卷四の孝武帝までは前

記の史記と漢書と重複するのであれば、いま、そのいづ

れに依ると俄かに決め難い。」と述べる(前掲注(6)

論文)。

(9) エリン・L・ブライトウェル氏は呂后説話について、

「『唐物語』における故事の扱い方は私的な場を優先させ

ているのに対し、『唐鏡』では話のフォーカスは公的な

場となる。」ことを指摘する(「『唐物語』と『唐鏡』に

於ける「唐」の様相―中国故事の基礎知識―」『立教大

学日本文学』一一一、二〇一四年一月)。

(10) 『史記』「書」と「漢書」「志」にも構成・名称上の違

いがあり、「書」から「志」に名称を変えて引き継がれ

たものもあるが、『漢書』の刑法志・地理志・芸文志・

五行志については『史記』に対応するものがなく、「漢

書編者の)班固の創見によって設けられた一章」(平凡

社東洋文庫『漢書五行志』解説）であり、『漢書』特有のものである。

(11) 高后紀に「語在外戚伝」とある『漢書』「外戚伝」にも『史記』に近い本文があるが、それに続く箇所的一致から『史記』に拠ったとわかる。

(12) 呂后の死亡をめぐる如意王の崇りの記事は、『漢書』高后紀にはなく、『漢書』「五行志」(犬禍)には見えるが、用字上、『史記』に拠ったとわかる(本文掲出は略した)。

(13) 恵帝五年十月の例は、『五行志』(草妖)にも見えるが、昭帝時の倒木と自立の記事とともにあり、詳しい政治状況への言及は昭帝時のものしかない。

(14) 「外戚伝」には「後上疾病、乃立鉤弋子為皇太子。拜奉車都尉霍光為大司馬大將軍、輔少主。明日、帝崩。昭帝即位」とある。

(15) 『漢書』「睦孟伝」にもほぼ同内容で併記されている。

(16) この天変は本紀にはなく「夏侯勝伝」に同内容があるが、やはり「五行志」に基づく。

(17) 平沢前掲注(6) 論文

(18) 外村久江「鎌倉武士と中国故事」『鎌倉文化の研究』

『早歌創造をめぐる』(三弥井書店、一九九六年)

(19) 『唐鏡』もこれら①虞舜・②殷の伊尹・③周の旦の「撰政」に触れる。日本での「撰政」の先例としての周公旦故事については山田尚子「周公旦の故事と撰政」『重層と連続 中国故事受容論考』(勉誠出版、二〇一六年)がある。

(20) 平沢前掲注(6) 論文

(21) 増田欣「続古事談における中国文学的要素 漢朝篇に見える漢文帝の儉徳説話」(前掲注(3) 著書)

(22) 著名な例として奥州合戦の際の洞庭景義の言が知られる(『吾妻鏡』文治五年(一一八九)六月三〇日条)。

(23) 外村前掲注(18) 著書

(24) 『明文抄』人倫部にも「麒麟閣功臣十一人」として見える。

(25) 平沢前掲注(6) 論文

(26) 拙稿「唐鏡」の衛皇后と裴父泰「長門怨」『いずみ通信』四三(二〇一七年四月)

(27) 外村前掲注(18) 著書。本例にも「困碁及六蹴鞠連句の濫觴」として触れている。また増田欣「唐鏡の成立」

『中世文藝比較文学論考』（汲古書院、二〇〇二年）は鎌倉での蹴鞠盛行との関わりを論じ、山田尚子「『唐鏡』考—歴史物語としての側面をめぐって—」「中国故事受容論考—古代中世日本における継承と展開—」（勉誠出版、二〇〇九年）も一連の蹴鞠関連記事に注目する。

(28) 山田前掲注(27) 著書

(29) 下村周太郎「鎌倉幕府の確立と陰陽師—政治史・国家史の観点から—」「年報中世史研究」三三（中世史研究会、二〇〇八年五月）、同「鎌倉幕府と天人相関説—中世国家論の観点から—」「史観」一六四（早稲田大学史学会、二〇一一年三月）など。

【附記】本研究はJSPS科研費JP19K0035の助成を受けたものです。